



新道路技術会議設置要綱

平成 16 年 10 月 13 日

改定 平成 23 年 12 月 26 日

(設置及び目的)

第 1 条 国土交通省道路局は、「学」の知恵、「産」の技術を幅広く取り込み、道路政策の質を向上させるため、新道路技術会議（以下「会議」という）を設置する。

(会議の審議事項等)

第 2 条 会議は、以下の事項について審議等を行う。

- (1) 道路政策の現状と基本方向及び研究テーマの審議
 - (2) 委託研究及び共同研究の公募の実施、並びに応募案件の審議
 - (3) 研究成果の厳格な評価
- 2 特定の応募案件に関して利害関係を有する委員は、当該案件については審議できないものとする。

(委員)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。

- 2 委員は、再任ができる。ただし、委員の再任は原則として 1 回までとする。
- 3 会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(分科会)

第 4 条 会議に、研究成果の厳格な評価及び応募案件の審査を行うため評価分科会を置く。

- 2 評価分科会に分科会長を置く。分科会長は、会議委員の中から委員長が指名する。
- 3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

(議事)

第 5 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、委員で会議に出席したものの合議により決し、合議により決することができないときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開等)

第 6 条 会議は、原則公開とするが、応募案件及び研究評価の審議に関しては非公開とする。

(会議の事務局)

第 7 条 会議の庶務は、国土技術政策総合研究所の協力を得て、企画課道路経済調査室及び国道・防災課が共同して処理する。